

美山地区社会福祉協議会規約

(名称)

第1条 本会は、美山地区社会福祉協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を福井市役所美山総合支所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、美山地区民が健康で文化的な楽しい生活を営むことができるように、全住民の協力を得て、地域福祉の推進と明るく元気で豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の福祉に関する総合計画及び調査研究
- (2) 地域福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (3) 福祉活動に対する情報の伝達、宣伝、連絡、調整
- (4) 地域ぐるみの福祉活動の啓発と実践
- (5) 住民福祉の増進を目的とする各種団体との連絡調整及び活動の支援
- (6) ボランティア活動への参加と支援
- (7) 福井市社会福祉協議会及び関係機関との連携
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織及び会員)

第5条 本会は、美山地区に居住するものをもって会員とする。

- 2 会員は、本会の事業目的に賛同し、これを援助するため会費を納める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名
 - (3) 常任理事 若干名
 - (4) 理 事 若干名
 - (5) 監 事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、常任理事会にて選出し、総会において承認を得る。
 - 3 常任理事及び理事は、会長が委嘱する。
 - 4 常任理事、理事の中から、事務局、庶務、会計等必要な係を置くことができるものとする。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 3 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 5 監事は、本会の業務の執行状況並びに経理状況を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。

- 2 総会は、理事会をもってこれにかえることができる。
- 3 会議は、会長が招集する。
- 4 会議に議長を置き、議長はその都度選出する。

(総会)

第10条 総会は、本会の役員、自治会長をもって構成し、その総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、総会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 総会の議事は、構成員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会の議決を要する事項は、次の通りとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事
 - (3) 会長、副会長及び監事の承認に関する事
 - (4) 規約の改廃に関する事
 - (5) その他会長が必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、理事をもって構成し、その総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 理事会の議事は、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は、次の事項を決議する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(常任理事会)

第12条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、その総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 常任理事会の議事は、常任理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 常任理事会は、理事会に付議すべき事項を決議する。
(部会及び委員会)

第13条 本会は、事業の合理的な実行を期するため部会又は委員会を置くことができる。

(会計)

第14条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金等の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1. この規約は、平成18年4月1日より施行する。

2. この規約の施行前に開催される会議は、第9条第3項の規定にかかわらず、美山地区社会福祉協議会長が招集する。

3. 改正 平成30年5月11日 一部改正
令和 元年4月27日 一部改正